

## 再意見書

平成 22 年 8 月 31 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2 - 10 - 1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいはりょうとりしまりやくしやちやう  
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門2 - 10 - 1

氏 名 イー・モバイル株式会社

だいはりょうとりしまりやくしやちやう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

「『光の道』構想実現に向けて - 基本的方向性 - 」に対する再意見募集について、別紙のとおり再意見を提出します。

はじめに

この度は、「光の道」構想について、再意見提出の機会を頂き、有難うございます。

### 目的に応じた検討の仕分けが必要

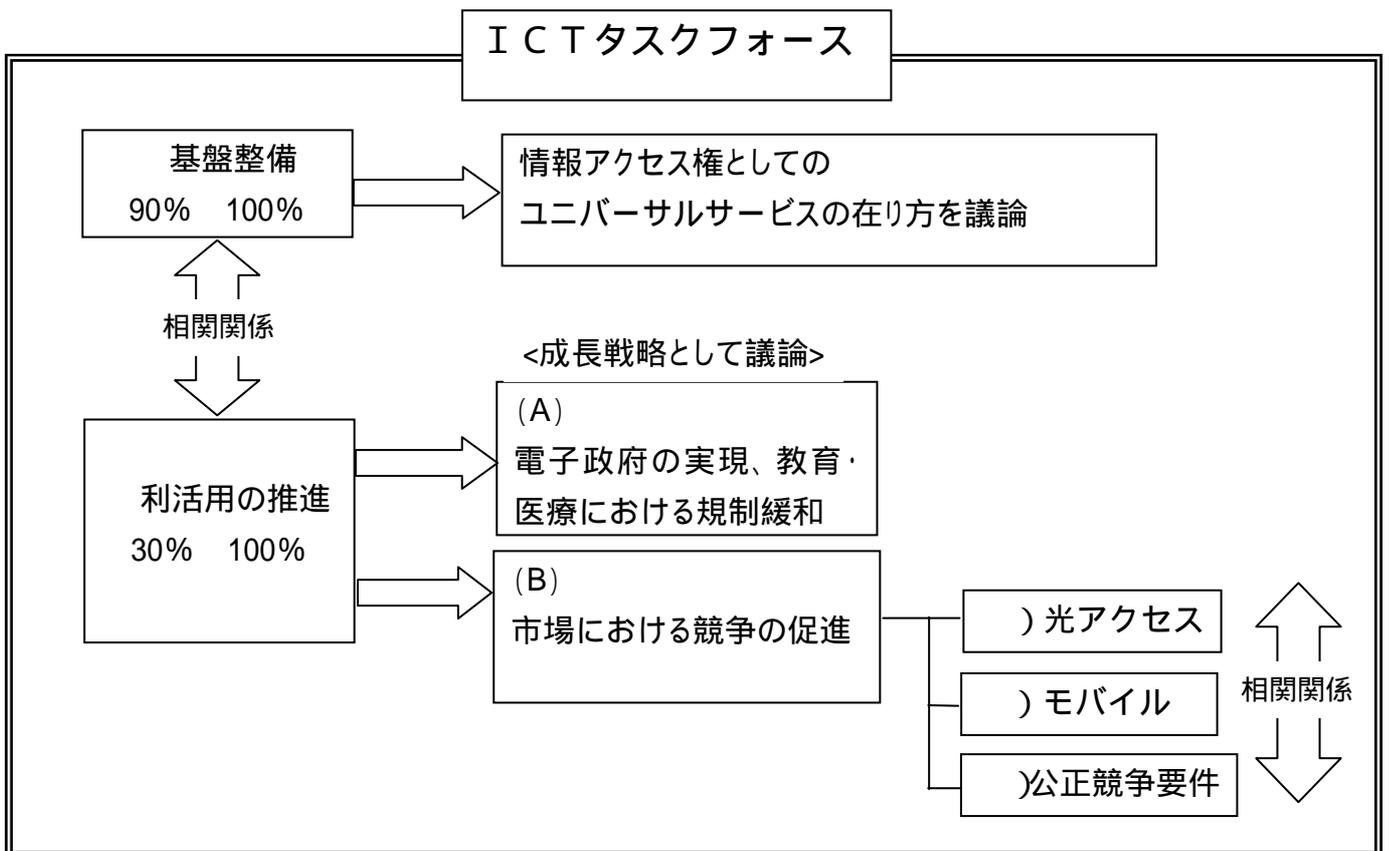
7月27日に募集された意見書が、8月17日に公表されましたが、総数は295件となっており、中でも個人の提出された意見が165件にも上っていることから、この「光の道」構想に対する社会的な関心の高さが伺える状況となっています。

当社にて、この度の意見書の内容に関する検討を行ったところ、入り口において意見提出者間の認識が「目的が何で誰のための議論なのか」といったベースとなる部分に若干の齟齬がみえることから、今後の検討を継続するにあたっては、それぞれの項目の目的や性格に応じて(ユニバーサルサービス制度の見直しの検討が既に開始されていることは認識)、仕分けを行ったうえで効率的に進めることが必要と考えます。

以下は、当社にて適当と考える検討のためのフレームワークとなります。

### 取り纏め役としてのICTタスクフォースに期待

仕分けを行ったとしても各項目間においては、相互に関係性を有するため、ICTタスクフォースについては、議論の取り纏めとしての役割りを僭越ながら期待します。



意見募集に対して提出された意見に対する弊社再意見  
以下、上図にあげた各項目について弊社の考え方を申し述べます。

**基盤整備 90% 100% <対象意見:No.185, No.189, No.267>**

本課題については、情報アクセス権を政策として確保するものと理解しユニバーサルサービスの在り方の中で検討すべきと考えます。

**・情報アクセス権とユニバーサルサービス制度の関連性**

ユニバーサルサービス制度については、すでに光IP電話を対象にするかどうかの議論は開始されていますが、情報アクセス権を取り扱う際には、アナログ電話を前提に設計された現行のユニバーサルサービス制度との関連性をまず整理する必要があると考えます。

また、仮に情報アクセス権をユニバーサルサービスとする場合においては、特に以下の観点が必要と考えます。

➤ 従来の維持型から社会的インフラの整備型への移行

現在のユニバーサルサービスの対象である固定電話は、ネットワークがすでに構築されていたためそれを維持するための制度設計となっている一方で、情報アクセス権という新たな概念の下で基盤整備を行う場合には、サービスの概念やサービスを実現するための新たな社会的インフラの定義を行う必要があります。また、政策として、新たな社会的インフラを整備するのであれば、制度の目的や基金の性格および財源は、現行のユニバーサルサービス制度とは明らかに異なるものになると考えます。

➤ 国民に対するベネフィット

光ファイバを利用するような超高速ブロードバンドの必要性が必ずしも無いのではないかと述べた意見も多数見受けられました。政策として新たな社会的インフラ整備を考える場合には、国民に対するベネフィットについてのコンセンサスが必要であろうと考えます。

➤ 「競争中立性」と「経済合理性のある技術の選択」

インフラの整備においてだけでなくインフラ利活用についても、競争中立性が確保されるべきであり、加えて整備されるべきインフラについては国民に対するベネフィットを最適化する上で経済合理性のある技術で実行される必要があります。

**利活用の推進 30% 100%**

利活用の推進については、引き続き成長戦略としての検討を行う必要があると考えます。

**(A) 電子政府の実現、教育・医療における規制緩和 <対象意見:No.104, No.267>**

政策としての需要の喚起は、ブロードバンド利活用を推進するだけでなく、教育や医療等公的サービス分野における産業の活性化をもたらすことになり、大変有効であると考えますので、実現に向けた検討を行うべきとする意見に賛同します。

## (B)市場における競争の促進

### ・競争環境の確保が需要の喚起の前提

需要の喚起と共に検討の軸とすべき項目は、市場における公正かつ公平な競争環境の確保であると考えます。我が国においては、累次の競争政策が図られてきており、この取り組みは将来にわたっても継続的に行われる必要があります。「光の道」時代におけるダイナミックな競争を促進していくためには、多様なサービスやイノベーションの促進を行える環境、新規参入促進など多様なプレイヤーを確保することが必要です。

当社では、以下の ) ~ ) が特に重要な項目であると考えます。

### )光アクセス <対象意見:No.104, No.155, No.185, No.267, No.268, No.279, No.280 >

FTTH 市場の競争形態に関しては、一概に設備競争とサービス競争は 2 者択一の問題ではないと考えており、現在の市場環境も勘案し利用率を最大限に高めるために最も有効な競争形態を選択する必要があると考えます。

### ・サービス競争の推進による料金低廉化が必要

現在の FTTH 市場は、光アクセスインフラを主とする設備競争主体で進められ、基盤整備も 90% 世帯カバーまで進んできました。反面、利用率は 30% に留まっており、「光の道」構想でも今後の課題として挙げられているところでありますが、新規参入する事業者も限定的になってきていると考えます。

今後、5 ~ 10 年のスパンで考えると、敷設した光アクセスインフラの利用価値を高め、需要をさらに喚起するような競争形態が必要と考えます。例えば ADSL のようにアクセスインフラより上位にあるコアネットワークについては設備競争を図りながら、同時に光アクセスインフラを競争的に利活用するサービス競争を推進する形態も考えられ、それによって利用者料金の低廉化を進め、利用インセンティブの向上を図ることが可能と考えます。

この競争形態を実現する具体的な手法として、「光ファイバ接続料金(例えば、分岐端末回線単位)の低廉化」及び「光アクセスにおけるラインシェアリング」が不可欠であると考えます。同様に NGN における機能開放が必要とされる意見についても賛同します。

また、上述の施策を推進することで、光アクセスインフラを敷設される側においても、利用率が向上するメリットがあり、敷設範囲が限られている事業者でも他社の光アクセスインフラを利用してサービス区域が拡大する等の事業展開上のメリットも出てくるものと考えます。

### (参考)ADSL と FTTH の消費者余剰等の比較

総務省の「競争評価 2009(案)」に、ADSL と FTTH の消費者余剰が分析された興味深い資料があります。下表に示した分析はあくまで 1 例であるとは思いますが、FTTH においてはよりサービス競争へ比重をシフトすることで、競争が促進され利用者側のメリットも高まるものと考えます。

出所:電気通信事業分野における競争状況の評価 2009(案)

第 章「モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析」より

	消費者余剰の増分	競争政策の直接効果
ADSL	約 4,120 億円 (アンバンドルの導入及び普及等の時期を踏まえた 2001 年 3 月～2006 年 6 月までの 5 年 3 ヶ月間の合計)	全体 約 1,470 億円 (内訳) アンバンドルルールの整備 約 470 億円 コロケーションルールの整備 約 430 億円 接続料の低廉化 約 570 億円
FTTH	約 1,310 億円 (アンバンドルの導入及び普及等の時期を踏まえた 2001 年 3 月～2009 年 12 月までの 8 年 9 ヶ月間の合計)	全体 約 130 億円 (内訳) アンバンドルルールの整備 約 33 億円 コロケーションルールの整備 約 30 億円 線路敷設基盤の開放 約 29 億円 接続料の低廉化 約 37 億円

)モバイル

先般の当社意見で申し述べた通り、「光の道」構想における成長戦略面においては、高速モバイルブロードバンドの構築・利活用のための競争促進が必要不可欠であると考えます。

特に、新興事業者が競争可能な環境をサポートする観点、及びSIMロックを始めとした水平分業型のビジネスモデルを機能させる観点での施策が必要と考えます。

)公正競争要件 <対象意見:No.104、No.199、No.215、No.224、No.243、No.267>

多くの意見書において、NTTグループの市場支配力を懸念する意見が寄せられており、当社としましても、1999年のNTT再編成以来、競争環境における継続的な課題となっているNTTグループに対する公正競争要件の再整備が必要と考えているため賛同します。

総合的な市場支配力(SMP規制)の検討も必要であるとする意見にも賛同します。なお、SMP規制については、NTTグループの市場支配力に対する制度整備だけでなく、レイヤ毎での市場支配力を測り抑制させる効果も期待出来ますので、こういった観点も視野に入れて検討を行う必要があると考えます。

当社再意見の対象とさせて頂いた意見

基盤整備90% 100%

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.185
	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会
	提出された意見内容 (該当部分)	アクセス回線のブロードバンド化について、光アクセスだけにこだわらず、無線アクセスや CATV 回線の活用も考えるべきである。

	意見番号	No.189
	意見提出者	社団法人日本インターネットプロバイダー協会
	提出された意見内容 (該当部分)	1.約10%世帯の超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアに対し、FTTHによる整備にこだわるのは、コストをかける経済的合理性がないと思います。(略) 2.もし光ファイバーを引くとするならば、従来のような電柱を建てる方式にこだわらず、ケーブルを地上に這わせる方式や水道管などの中に入れる方式など、地域ごとにそれぞれ合った構築及び運用コストの安い方式や、後々利用する上で様々な状況に対応できるフレキシビリティの高い方式を検討すべきと思います。
	意見番号	No.267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	(略)未整備エリアについても、独占的な事業主体に一元的に整備を担わせることは、非効率を生じ、結果として国民負担の増加を招くこととなるため、これまでの競争政策の成果を活かして民間の多様な技術、ノウハウを活用して効率的に整備を進めるべきであると考えます。(略) 民間の多様な技術を活用して効率的にブロードバンド基盤の整備を進めるため、各未整備エリア内の引込み線や当該エリアまでの幹線の敷設状況などのNTT東・西や地方自治体が保有する情報をとりまとめて公開し、多くの関係する事業者が公平に情報を共有できるようにすることが望まれます。 (略)なお、ユーザーに対するサービスの持続性を確保するためには、サービスの維持コストの面で、ユニバーサルサービス基金のような何らかの方策を講じることにより、事業者がインセンティブを維持できるようにすることが望ましいと考えます。仮に公的資金が導入される場合においても、国民負担を最小化するため、競争入札を行うなど、複数の事業者の中から、最小の費用で整備可能な事業者を選択すべきです。

利活用の促進 30% 100%

A) 電子政府の実現、教育・医療における規制緩和

「光の道」構想に関する意見募集	意見番号	No.104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社

において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	(略)また、更に新たな利活用や付加価値の創出を図るためには、行政・医療・教育など諸分野でICT利活用を促進するための規制緩和を加速させ、利用者に対するインセンティブを高める仕組みなども含めて各省庁が横断的に取組み、国・自治体および民間事業者が一体となり利活用を促進する必要があると考える。
	意見番号	No.267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	【ICT利活用促進のための規制改革】 (略)民間の創意工夫によって「新たな価値(サービス)」を提供することにより、ICT利活用の加速度的普及を目指すためには、アクセスを含む設備レイヤーでの競争を始め、あらゆるビジネスモデルでの競争をこれまで以上に活性化することが必要であると考えます。当社も、国民に低廉で便利な新しいサービスを提供し、医療・教育を始めとするさまざまな分野でICT利活用の促進に積極的に貢献していく考えであり、その際に必要となる規制・制度の見直しを進めていただきたいと思います。

## B) 市場における競争の促進

### ) 光アクセス

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	超高速ブロードバンドの利用率を向上させるためには、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を通じて料金の低廉化を進めるとともに、利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供を図っていくことが重要と考える。
	意見番号	No.155
	意見提出者	財団法人 日本消費者協会
	提出された意見内容 (該当部分)	消費者は、「光化」の流れはよく認識しており、それは否定していないと思う。ただし、現状ではコストパフォーマンスを考えると「使わなくても大きく困らない」という層も確実にいるため、価格の低廉化は、利用率の向上に大きく影響すると考える。
	意見番号	No.185
	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会

提出された 意見内容 (該当部分)	・NGN上での公正競争を活性化させるためには、通信キャリアの垂直統合モデルではなく、プラットフォームレイヤを開放して複数のプラットフォーム事業者が競争する環境を構築すべきである。また、NGNだけでなく、今後構築される次世代の移動体網でも同様にプラットフォームレイヤが開放されることが、FMCサービスの促進につながる。(別紙2)
意見番号	No.267
意見提出者	KDDI株式会社
提出された 意見内容 (該当部分)	<p>【サービス競争の重要性】</p> <p>(略)ブロードバンドの利活用を促進し「光の道」を実現するためには、冒頭に述べたように、あらゆるレイヤーのプレーヤーが多様なサービスを自由に提供できる環境を整え、競争を活性化する必要があります。そのため、他の通信事業者のみならず、アプリケーション、ソリューション等のプロバイダーが求める各レイヤーにおいて、ボトルネック設備のみならずNGNを始めとするボトルネック設備と一体となって機能する設備をオープン化し、多様なレイヤーの事業者がユーザーに多彩なサービスが提供できる環境を整えることが今後も重要であると考えます。(略)</p> <p>(2)NGNにおける機能開放ルール</p> <p>(略)IP時代の新たなボトルネックとなり得るNGN上の機能について、競争事業者が同等のサービスを提供できるよう、多様な階梯で接続点を設け、ユーザー単位で公正に開放することが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、認証、QoS、帯域制御、位置固定等のNGNの機能を開放し、NGN網に收容される加入者が、NTT以外の事業者が提供する電話、放送、VOD、VPNなどのサービスを、簡素な手続により適正な価格で利用できるようにすべきです。これにより、様々な事業者がNTTのNGNの仕様に縛られることなく、多様なサービスを提供することが可能となり、ユーザーにより多くの選択肢と技術イノベーションの成果をもたらすことが可能となります。</p>
意見番号	No.268
意見提出者	楽天株式会社
提出された 意見内容	超高速ブロードバンドの利用を促進させるためには、利用者から見たトータル料金が現在より安価になることが重要です。

(該当部分)	そのためは、インターネット接続サービスレベルでの事業者間の公平な競争環境を確保することと、光アクセスレベルでの接続料(光アクセス料金)が十分低く抑えられるよう光アクセス網の整備・運営コストを低く抑える仕組み(整備の効率化、運営の透明性確保等)が必要だと考えます。
意見番号	No.279
意見提出者	東日本電信電話株式会社
提出された意見内容(該当部分)	2.「光の道」実現のための競争政策の在り方について(略)また、インフラ整備は設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。
意見番号	No.280
意見提出者	西日本電信電話株式会社
提出された意見内容(該当部分)	2.「光の道」実現のための競争政策の在り方について(略)また、インフラ整備は、採算エリアは設備競争を基本とし、不採算エリアは国・自治体の整備(IRU方式)により補完することが最も経済的な政策であると考えます。

)公正競争要件

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No.104
	意見提出者	北海道総合通信網株式会社
	提出された意見内容(該当部分)	(略)加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者間での設備競争とサービス競争の両方を確保するためには、NTTグループにおける規制の適用されない県域子会社などを通じた事業活動や活用業務によるなし崩し的な事業拡大など圧倒的な市場支配力を有する現状を鑑みると、公正な競争環境に歪みが生じていると考える。そのため、市場支配力を観点とする更なるドミナント規制の強化について検討されるべきと考える。
	意見番号	No.199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
提出された意見内容(該当部分)	ドミナント規制の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> <li>「報告書」では、「総合的な市場支配力に着目したドミナント規制」導入の「速やかな検討の開始」が適切とされていますが、その「市場支配力」が「NTTグループの市場支配力」を意図しているのであれば、論点として不十分と言わざるを得</li> </ul>	

		<p>ません。欧州においては、「着信独占」の観点から、移動体事業者はすべてSMP指定事業者として非対称とはなっていないことや、有限希少な周波数の割当てを受けている携帯電話特有の事情、更には、實際上、第二種指定電気通信設備規制の適用対象か否かで接続料低廉化の取り組みに差異があることを踏まえると、現行の第二種指定電気通信設備規制の範囲の見直しについての検討が必要であると考えます。</p>
意見番号		No.215
意見提出者		株式会社STNet
提出された意見内容 (該当部分)		<p>(ドミナント事業者であるNTTに対する規制)</p> <p>NTTの経営形態についてはこれまでと同様、いかに公正な競争状況を確保するかという点がきわめて重要であると考えます。NTT主要各社は各分野における「ドミナント事業者」であり、そうしたドミナント事業者が影響力を行使して、不公正な状況を生み出すことのないよう、引き続き注視すべきです。その点で前述のような優越的地位の濫用の防止の観点に立ち、子会社まで含めたドミナント規制の運用にするなど、より実効的なドミナント規制が必要であると考えます。</p>
意見番号		No.224
意見提出者		株式会社ケイ・オブティコム
提出された意見内容 (該当部分)		<p>(2) 公正競争環境の確保について</p> <p>NTTグループの市場支配力等に係る問題</p> <p>NTTグループについては、公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にありますが、さらにNTTグループ自身が自らに対する規制を形骸化させる事業活動を展開することによって、競争環境に歪みを生じさせております。特に、「グループドミナンスの発揮」、「規制の適用されない県域子会社等を通じた営業活動」、「活用業務によるなし崩的な事業拡大」が問題であると考えますので、まずはこれらを是正することが必要であります。</p>
意見番号		No.243
意見提出者		株式会社ジュピターテレコム
提出された意見内容 (該当部分)		<p>公正競争の更なる促進が不可欠であり、競争環境を維持するためにも、ボトルネック設備を有する事業者へのドミナント規制の堅持・強化及びNTTグループによる市場支配力に基づく競争ルールの整備が必要である。</p>

		(略)ブロードバンドサービスの広がりとともに、各市場のサービスが複合して提供される等、新たなサービス形態が産まれてきており、グループ全体の市場に対する影響力が高まっていることから、単一市場におけるドミナント規制のみではなく、複数市場を俯瞰的にみた上で、グループとしての総合的な市場支配力について検討を行うべき時期がきていると考える。
	意見番号	No.267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>【市場環境の変化と総合的な市場支配力に着目したドミナント規制】</p> <p>高度なネットワークインフラの上で多様な事業者が活発に競争を繰り広げることにより、サービス・アプリケーションの高度化や料金の低廉化が期待されることから、そのような動きが阻害されることのないよう、電気通信市場における公正競争環境の維持・活性化を図ることが重要です。</p> <p>(略)具体的には、固定・移動等のサービス市場毎に市場支配力を認定し、現状のアンバンドル規制や接続料規制に加えて競争状況に応じた適切な事前規制を発動し得るように制度を整えることが必要です。</p> <p>(例:市場支配力を有する事業者によるFMCサービスの提供、グループ会社間での人事交流や顧客情報の共有、子会社を通じた事実上の規制適用回避等を禁止)</p>

以上